

有価証券の時価等情報

(単位：百万円)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

◇ 平成21年9月期

■ 売買目的有価証券

	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,114	4

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				益	損
その他	3,500	3,328	△ 171	1	172

■ その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損
株式	9,006	8,372	△ 634	489	1,124
債券	175,230	177,035	1,805	2,186	380
国債	91,286	92,413	1,127	1,128	0
地方債	9,556	9,661	104	122	18
社債	74,387	74,960	572	935	362
その他	20,378	20,255	△ 153	562	715
合計	204,615	205,633	1,017	3,238	2,220

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 評価差額には、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品の評価差額のうち、損益に反映させた額459百万円(収益)が含まれております。
 変動利付国債の時価については、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しいこと等から、市場価格を時価としてみせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によって時価評価をしております。
 これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、中間貸借対照表の「有価証券」は888百万円増加、「繰延税金資産」は141百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は746百万円増加しております。
 変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し算定した現在価値を、当行から独立した第三者より入手し、当該現在価値から流動性リスク相当額を減じることにより算定しております。

■ 時価のない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額

子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	318
その他有価証券	
非上場株式	890
私募社債	600
投資事業有限責任組合への出資	88

◇ 平成22年9月期

■ 売買目的有価証券

	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,029	6

■ 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-
	その他	500	502		2
	外国債券	500	502		2
小計	500	502		2	
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-
	その他	500	477		△ 22
	外国債券	500	477		△ 22
小計	500	477		△ 22	
合計		1,000	979		△ 20

■ その他有価証券

	種 類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるものの	株 式	1,516	1,397	118
	債 券	202,308	195,955	6,352
	国 債	96,240	93,051	3,189
	地 方 債	17,296	16,773	523
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	88,770	86,130	2,640
	そ の 他	20,649	20,182	467
	外 国 債 券	20,649	20,182	467
	小 計	222,474	217,535	6,938
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないものの	株 式	4,058	5,396	△ 1,338
	債 券	9,121	9,149	△ 27
	国 債	-	-	-
	地 方 債	836	838	△ 2
	短 期 社 債	1,999	1,999	△ 0
	社 債	6,285	6,311	△ 25
	そ の 他	6,038	6,394	△ 355
	外 国 債 券	3,534	3,553	△ 19
	小 計	19,219	20,940	△ 1,720
	合 計	243,693	238,476	5,217

(注) 1. 中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。
 2. 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 3. 変動利付国債の時価については、最近の金融市場の状況を勘案した結果、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しいこと等から、市場価格を時価としてみせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によって時価評価しております。
 これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、中間貸借対照表の「有価証券」は751百万円増加、「繰延税金資産」は303百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は447百万円増加しております。
 変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し算定した現在価値を、当行から独立した第三者より入手し、当該現在価値から流動性リスク相当額を減じるることにより算定しております。

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人株式及び関連法人等株式	
非 上 場 株 式	318
そ の 他 有 価 証 券	
非 上 場 株 式	790
組 合 出 資 金	102

(注) 前事業年度末から私募社債については時価評価しております。

金銭の信託の時価等情報

(単位：百万円)

■ 売買目的有価証券

	平成21年9月末		平成22年9月末	
	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,196	△ 2	1,138	△ 4

(注) 上記目的以外の金銭の信託はありません。

デリバティブ取引情報

◇ 取引の状況に関する事項

■ 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引には、通貨関連では、通貨スワップ取引及び為替予約取引、株式関連では、株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引、債券関連では、債券先物取引及び債券店頭オプション取引があります。

■ 取組方針及び利用目的

当行のデリバティブ取引は、お客さまのニーズに応じた商品の提供と保有資産及び負債に対する金利・為替等の変動リスクのコントロールを目的に取り組んでいるほか、一定のルールに従って運用益獲得目的による取引も行っております。

当行は、主に金利や為替等の相場変動にさらされている資産に係るリスクを回避する目的としてデリバティブ取引を活用するとともに、短期的な売買についても一定の取引限度額を設定し取り組んでおります。また、外貨建債権債務については将来の為替や金利変動の回避及び外貨資金の安定調達を目的として通貨関連取引を利用しております。

■ 取引に係るリスクの内容及びリスク管理体制

デリバティブ取引には、市場リスクと信用リスクが存在します。市場リスクとは、取引対象物の価格等の変動により発生する可能性がある損失を指し、具体的には、金利関連取引における市場金利の変動によるリスクや、通貨関連取引における為替相場の変動によるリスク等が挙げられます。信用リスクとは、取引相手の契約不履行により発生する可能性がある損失を指します。

当行は、各運用資産の運用基準等規定に基づく取り扱いを行うとともに、上記リスクの把握とコントロールに努めております。デリバティブ取引においても規定に沿って各種取引のポジションコントロール、ALMIにおけるヘッジに取り組むとともに担当部署が毎月リスク管理委員会に報告を行っております。

■ 定量的情報に関する補足説明

当行では、お客さまの外貨預金、外貨貸付又は輸出入取引等の外国為替取引に係る為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約を締結しております。

◇ 取引の時価等に関する事項

■ 金利関連取引

該当ありません。

■ 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種 類		平成21年9月末				平成22年9月末			
			契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
店頭	為替 予約	売 建	1,709	—	78	78	6,604	—	116	116
		買 建	405	—	△ 13	△ 13	808	—	△ 26	△ 26
合		計			65	65			89	89

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定は、割引現在価値等により算定しております。

■ 株式関連取引

該当ありません。

■ 債券関連取引

該当ありません。

■ 商品関連取引

該当ありません。

■ クレジットデリバティブ取引

該当ありません。